仕 様 書

１　概要

本仕様書は、賃貸借契約を締結し、広島県立広島北特別支援学校に設置する電話交換機及び電話機等（以下、「電話交換設備」という。）に関して、適正かつ支障なく設備の使用ができるよう示すものである。

２　賃貸借物品及び数量

広島県立広島北特別支援学校電話交換設備　一式

３　賃貸借場所

広島市安佐北区三入東一丁目25－１　広島県立広島北特別支援学校

４　賃貸借期間

令和９年３月１日から令和17年２月28日まで（８年間）

５　賃貸借内容

（１）　電話交換設備の賃貸借及び保守業務。

（２）　電話交換設備の搬入・据付・調整に要する経費のほか、保険料等の一切の諸経費及び契約満了等に伴う電話交換機設備の返還に要する費用は、契約業者が負担する。

（３）　追加工事等

本調達には、電話交換設備の更新に伴う追加工事として、次の作業を含むものとする。

ア　電話機の増設
イ　増築棟への電話機の設置
ウ　既設インターホン設備の撤去及び一般電話機への置換え
エ　既設ひかり回線のチャンネル構成変更

６　回線

（１）（082）818-1201（ひかり回線）　　発信及び着信可能【代表番号】
（２）（082）818-1202（ひかり回線）　　発信及び着信可能
（３）（082）818-1203（アナログ回線）　FAX（単独）

７　機能

（１）電話交換機

台　数　　１台
通話路方式　　PCM時分割方式
制御方式　　蓄積プログラム方式

（２）電話機

電話機台数　　多機能電話機　35台
　　一般電話機　　92台

（3） 機能

短縮ダイヤル	100件以上
DP,PB収容	ダイヤル式、プッシュ式に対応可能なこと。
発信規制	外線発信規制機能を有し、電話機ごとに外線又は海外及びダイヤルQ2等、特定の相手先等への発信規制ができること。
代理応答	着信鳴動中、設定したグループ内の電話機以外の電話機で応答できること。
転送	通話中の電話機の操作により内線外線の区別なく他の電話機に転送できること。
留守番電話	録音機能を有し、手動切替又は自動切換により録音設定・録音解除ができること。 応答メッセージについて、編集可能であること。
停電対応	バッテリーの消耗後においても停電用多機能電話機から外線発着信が行えること。
着信ランプ	電話帳のグループごとに着信ランプの色を7色から設定できること。
着信拒否	ワンタッチで迷惑電話番号の登録が可能であること。
着信音識別	外線・内線の着信音が設定できること 。
一斉呼出	電話機から電話機スピーカーへ放送ができること 。
ページング	電話機の操作により既設放送設備スピーカーから校内一斉放送ができ、それに応答できること 。
障害識別	故障表示ボタンの点滅でシステム障害か電話機単体故障の区別ができること。
その他	本仕様書で示す機能のほか、市場に流通している一般的な電話交換機の標準的機能を有すること。

8 設定及び動作確認

（1） 機器設置場所・設定及び動作確認は、授業等学校業務に支障のないよう実施するものとし、すべての作業を令和9年2月28日までに完了させ、令和9年3月1日から完全に稼働できる状態にすること。

・内線番号設定（別紙（内線番号表」のとおり）とする。なお、内線番号が記載されていない箇所については、別途発注者から指定する。
・代理応答設定（グループ別　別紙のとおり）
・発信番号は、代表番号の818－1201を通知する。
・通常の外線着信は事務室の電話機のみとするが、切り替えによって着信可能な電話機を設定する。（夜間切り替え　別紙のとおり）
・既設のFAXへの接続を行い、動作確認を行うこと。
・ボタン操作により、受話器から電話機のスピーカー及び校内のスピーカーを通して放送ができるようにする。
・電話機に割り当てた内線番号を、ディスプレイ表示又はシール等により表示すること。
・増設電話機及び増築棟設置電話機について、既設電話機と同様に内線発着信、外線発着信、転送及び代理応答が利用できるよう設定すること。
・ひかり回線の4チャンネルから8チャンネルへの変更後、全チャンネルについて発着信試験を実施し、正常な通信が行えることを確認すること。
・代理応答、外線発信規制その他電話交換設備の各種機能の設定内容については、事前に学校担当者と協議し、学校担当者が指定する運用内容に基づき設定を行うこと。

（2） 本調達には、電話交換設備の搬入・据付・調整等、機器の設置及び機器の使用に

関する諸経費のほか、保守料及び保険料等一切の諸経費を含むものとする。

（3） 電話交換設備の設置は、電気通信事業法に定める端末設備等規則に基づいて施行すること。また、電話交換設備の設置完了は、施設管理者の立会検査合格をもって検収完了とする。

（4） 既設の電話交換設備一式については、現在の契約業者と撤去作業等についての協議を行い、円滑な設備換えを行うこと。

（5） 電話交換設備の設置に伴って西日本電信電話株式会社等への申請が必要となる場合は、手続等は全て契約業者が代行すること。

（6） 電話交換設備の設置に際して、仕様書に記載のない事項等で疑義が生じた場合は、必ず学校担当者と協議を行うこと。

（7） 電話交換機から内線電話機までの配線は、既設配線が利用可能であれば利用してよいが、配線の不良箇所や配線の変更が必要となる場合は、必要な配線工事を行うこと。

9 保守

（1） 契約業者は、電話交換設備を常時正常な状態で使用できるよう保守を行うこととし、電話交換機等の故障又は異常が生じた場合、速やかに技術員を派遣して修理・修復を行うこと。なお、修理・修復の作業は契約業者の営業時間内に行うものとし、保守料は契約金額に含むものとする。ただし、学校の取扱不良により修理が必要となった場合には、有償とする。また、停電発生時等において万が一設定機能が初期化された場合には、当初設定の状態まで速やかに復旧させること。

（2） 定期点検を年2回以上実施し点検報告書を提出すること。

10 その他

（1） 現状の回線は次のとおりである。

・(082)818-1201(ひかり回線) 発信及び着信可能
・(082)818-1202(ひかり回線) 発信及び着信可能
（4チャンネル使用）
・(082)818-1203(アナログ回線) FAX・警備専用(交換機収納)

（2） 追加工事に関する作業

ア 電話機の増設
・増設に伴う電話機の調達、配線、設置及び接続は、契約業者が実施するものとし増設箇所は別紙のとおりとする。

イ　増築棟への電話機設置

・電話機の調達、設置及び接続は、契約業者が実施するものとし、設置個所は別紙のとおりとする。ただし、当該電話機の配線については、別途発注者にて準備するものとする。

ウ　既設インターホン設備の撤去及び一般電話機への置換え

・既設インターホン設備の撤去、撤去後の廃棄並びに一般電話機の調達、設置及び接続は、契約業者が実施するものとする。

一般電話機への置換え後、電話交換機へ収容するために必要となる配線は契約業者が行うものとするが、既設ケーブルのうち流用可能なものは流用してよい。また、内線通話、外線転送その他の内線機能が利用できるよう設定すること。なお、電話機設置箇所は別紙のとおりとする。

エ　既設ひかり回線のチャンネル構成変更

・既設ひかり回線について、現在の4チャンネル構成から8チャンネル構成へ変更すること。また、変更に必要となる西日本電信電話株式会社等との各種調整及び手続について、手続等は全て契約業者が代行すること。

機器構成表

品　　名	規　　格	数量	備　　考
電話交換機	ひかり電話（BRI接続）8／8回線 多機能電話機　35／36回線 一般電話機　92／96回線 ページング　1系統 停電用バッテリー　瞬断停止用	1式	
多機能電話機	12ボタン以上	35台	
一般電話機	DP/PB切替スイッチ 転送ボタン	92台	うち78台は 壁掛タイプ